

互助会NEWS【11月号】

令和6年11月12日
一般財団法人青森県教職員互助会

今月の互助会の医療費補助金等の給付金送金日は、令和6年11月15日（金）です。
互助会からの給付は、ハガキの「給付金送金明細書」でお知らせしています。

◎給付金振込口座を確認してください

互助会から「給付金送金明細書」が届いたら、必ず、振込先を確認し、解約する予定がある場合は、**事前に互助会へご連絡ください。**

会員から連絡がないまま口座が解約されている場合、給付金の振込みができないため、金融機関へ手数料を支払って、再振込することが必要となりますので、給付金振込口座を解約する予定がありましたら、必ず事前に振込口座の変更手続きをしてくださるようお願いいたします。

なお、振込口座の解約により、送金日当日に振込みができなかった場合、10月までは送金日当日に再振込していましたが、11月からは**後日改めて振り込むこと**としますので、ご了承願います。

◎給付金振込口座の変更手続き方法について

公立学校共済組合青森支部（以下「共済組合」という。）と互助会の医療費等の給付金振込口座を変更する場合、お勤めの所属により手続きの方法が異なります。

	所属別	手続きの方法
1	小・中・大学等にお勤めの会員	所属に備え付けの「福利厚生ハンドブック」様15 1ページの「給付金振込口座変更依頼書」を共済組合へ提出する。
2	県立学校・教育庁等の「統合庶務システム」を利用できる所属にお勤めの会員	次の①又は②のいずれかによります。 ① 統合庶務システムより、給付金振込口座の変更を入力する。 ② 上記1と同様に「給付金振込口座変更依頼書」を共済組合へ提出する。

《注意事項》

上記2①のとおり、統合庶務システムで手続きする場合、入力時期によっては、変更後の口座が互助会の給付システムに反映されるまで、2カ月程かかる場合がありますので、**お急ぎの場合は、②のとおり、給付金振込口座変更依頼書を提出してください。**

↓↓ 裏面に続く ↓↓

所属内でご閲覧ください

◎金融機関合併に伴う「給付金振込口座」の変更手続きについて

青森銀行又はみちのく銀行の口座を、共済組合・互助会の「給付金振込口座」に指定していても、令和7年1月の合併に伴う「給付金振込口座変更依頼書」の提出は不要です。

なお、その他の事由（口座変更・解約・改姓）の場合は、必ず、「給付金振込口座変更依頼書」に「通帳の表紙の写し等口座番号の確認できるもの」を添付し、共済組合へ提出する必要がありますので、お忘れなく！

◎「医療費補助金」等の返納に係る振込手数料について

互助会の「医療費補助金」と「入院見舞金」は、医療機関から共済組合へ請求される診療報酬明細書等（レセプト）のデータに基づき、**診療月の3ヵ月後に自動給付**しています。

給付後に、配偶者や子供さんの被扶養者認定が遡って取り消しとなった場合など、給付した「医療費補助金」等を返納していただくケースがあります。

その際、現在は、互助会から送付する「払込書」により返納いただいておりますが、来年度から「払込書」が使用できなくなるため、**払い込む会員の方に振込手数料を負担していただくこと**になりますので、ご了承ください。

被扶養者がいらっしゃる方は、今一度、認定要件を確認し、遡って被扶養者の認定が取り消しとなることのないよう気を付けましょう。

互助会では、会員のみなさまからのご意見、ご要望を募集しています。
こんな給付をして欲しい！このようなやり方の方がいいのでは？など、何かありましたら、ホームページの「お問い合わせ」からのメールや、電話・FAX等でお寄せください。

「互助会 NEWS」は、互助会ホームページからもご覧いただけます。（バックナンバーを含む。）
〒030-8540 青森市長島一丁目1-1 一般財団法人青森県教職員互助会
TEL 017-734-9914 FAX 017-734-8276



HPアドレス <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shokuin/gojokai.html>